官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○電子決済手段等取引業者に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府四七）　一
〔法規的告示〕
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示（厚生労働二一七）　七
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同二一八）　九
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示（同二一九）　一〇
○港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号及び港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号の一部を改正する告示（海上保安庁一七）　一九
〔その他告示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務一九六）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一九七）　四
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出があったので公表する件（同一九八）　六
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同一九九）　八
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同二〇〇）　九
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件（同二〇一）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒処分・公示送達関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

府令

○内閣府令第四十七号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第一号及び第四号並びに第六十二条の十二、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十八条第三項（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条第一項において準用する場合を含む。）並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の二第二号の規定に基づき、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年五月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗